



軍防令講義

三

53
295
3

迎
295
5

東京
大學
圖書

軍防令講義卷之三

令義解第

三ハノ

凡軍團大毅少毅通取部内散位勲位及庶人武藝
可稱者充

部内といハ國司部領内といふ義也今支配
と云意なり義解子謂内外六位以下也
内六位といハ正從六位上下四階をいふ外六位
と云外從六位上下二階なり其以下ハ正從七
位上下正從八位上下大少初位上下をいふ

軍防令卷三

二階ありこれの部内の人乃位階の之あり
職任かきものをいふ去の閑散の義より散位
と云勲位の七等以下十二等より六等なり六
等より從五位下より准せらぬれ取へらば庶
人の無位かきども正丁との異あり喪葬令より
五位以上及皇親稱卒六位以下達於庶人稱死
と云衣服令より無位皆皂纓頭巾黄袍と云義解
より庶人服制亦同と云繼嗣令より四位以下唯立
嫡子と云注より謂庶人以上といへば庶人白

丁と同しからばたとへば天子乃子を親王と
云親王の子を二世王と云その次を三世王四
世王五世王と次第より六世の王號を去これを
庶人と云課役かき七世も庶人なり調を課し
徭を免さば八世も庶人なりとめり白丁と
同し調徭をいふ又諸臣の五位の子ハ蔭
子と云より課役を免さば孫ハ庶人より調を輸
出徭を免さば曾孫ハ庶人かるとも白丁と同
し調徭をいふ

軍防令卷三

後より直人といふ庶人のこと
あり直人より轉してナホ

トトと云
誤あり

其校尉以下取庶人便於弓馬者為之

校尉旅師隊正よりをいふ千人に隊正二十人

旅師十人校尉五人をへく三十五人をり

主帳者取工於書竿者為之

職員令よりふ少毅主帳校尉とあり義解より

謂兵滿一千人者主帳二人以外者一人といふ

主帳の職掌ハ下より也

凡兵士以上皆造歷名簿二通

謂校尉以下即主帳亦同と義解より也千人軍

に校尉五人旅師十人隊正二十人主帳二人兵

士千人をへく三十七人あり其兩毅者是外

武官依職員令別須有名帳と義解より云ふ兩毅

といふ大少毅二人を云ふの二人を職員令より載

られく外武官おれハ兵士と一帳にハせ以と

なり

並顯征防遠使處所

兵士の名簿の上より征某防某使新羅某使多

かどく注せよとなり義解子謂征者奉辭伐罪也防者防人也遠使者使外蕃其雖使化内遠處者亦同也といへ外蕃おらて化内の遠處子使をほり同く遠使と注をとなり化内遠處とい多襖島壹岐島等の類を云ふるべし
仍注貧富上中下三等

正丁一今の兵士何とく富を致きといふ子軍功を以て功田賜田を相續をふ兵士の富へく軍功田も賜田もかき兵士各々の口分田

二段をいふかふ故子貧ふる所以あり義解子謂富為上等次為中等貧為下等といへ

一通留國一通毎年附朝集使送兵部

二通造り一歴名簿一通ハ國府子留め一通ハ朝集使子附く京子上り兵部入送るとなり但兵士歴名簿ハ計帳の次子造るかきハ計帳使入附をほり知へ

兵士歴名簿の書式を推考をほり大帳と同く如斯く有へざる

某國司解 申預計某年兵士歷名簿事

軍團 在某郡去
府若干里

主帳

姓名年若干

校尉

姓名年若干

旅師

姓名年若干

隊正

姓名年若干

兵士

弩手

上等

姓名年若干

兵士

弓

中等

姓名年若干

兵士

馬

下等

姓名年若干

其衛士 衛士

姓名年若干

兵士

防人

姓名年若干

兵士

征行

姓名年若干

兵士

使新羅

姓名年若干

兵士

使多襪

姓名年若干

都合兵士若干口

見團兵士若干口

某年某月

日

掾位姓名

大毅位姓名

守位姓名

少毅位姓名

介位姓名

目位姓名

歴名簿の尾に右の如く國の司と大少毅と連署し國印を捺す

若有差行及上番國司據簿以次差遣

差行ハ上子云上番トハ衛士防人兵士の當年

をいふ義解子謂差遣征討及防援等之類也ト

いへり

其衛士防人還郷之日並免國內上番

賦役令子衛士防人在役並免課役とあはハロ分田の租も調も庸雜徭も免さゆと知へく京入一年上番し故郷に還り一年邊に三年防人たりし四年め郷にいへり後三年の間は軍團の番役を免さゆとあは義解子謂免兵士之番役即校尉以下亦同といへハ大毅少毅主帳ハ軍團をえふは校尉以下の之京に上り邊に向ふと聞ゆ其征人還郷之日須相准免假令經一年者免一年徭役經三年者免三年

之徭役類也と云ハ衛士防人ハ年限あせとも
 征人ハ限カか〜故子征討の日を計ハカり一年を經
 レハ一年徭役を免ユ〜二三年戌經レハ二三年
 の徭役を免ユと云ナリ徭役ハ賦役令の義解
 小課者調及副物田租之類也役者庸及雜徭之
 類とあれハ免ユ徭役といへば庸雜徭を免ユは
 小の之み〜調と租ハ免ユされはと兵士と
 同〜と知シべ〜賦役令小大毅以下兵士以上免ユ
 徭役とあせハ兵士ハ口クワン分田二段の租二束二

把と調絹絶の内一品八尺五寸ヒトシナす〜布ヌからば
 二丈六尺を輸一庸の布二丈六尺ヌす〜十日
 役を勤シムるユと戌免ユは〜なり
 衛士一年防人三年サキモリ
 前子兵士上番向京一年向防三年とある是上
 番年ユ〜此文ハ免番年ユ
 凡兵衛使還者經三番以上免一番若欲上者聽
 兵衛ハ郡の大領少領の子孫弟姪と下條義解
 小見え〜是ハ兵士とハ同〜から以義解子謂

差遣^シ遠使及征討并防人部領等^ニ之類也三番以上者雖經二三年尚亦准此法也といへば兵衛の遠使征討すべし防人部領使子差遣をら敷る乃類と云ハ下條防人自津發日專使部領付太宰府と云條の義解子兵部檢閲戎具及其身而專使發遣とあふ戎合せ考ふるは防人防子向ふ時本國よる京まゝハ本國の國司部領して京子至らしめ兵部子けりせば兵部らけ取り其身及戎具を檢閲し兵衛を差し津よる

發し太宰府子至らしむると云出となり出の部領使を勤めし兵衛の往來も一年子及ふとも其れハ當番の年又充ひへし由し二年子涉むハ一年ハ全く下番子あはれり故子三年以上とあはれハ前後二年を本番とし中一年ハ下番ある戎以し三年を經し其のあはれ一年の番を免きと云意と知へしたとへば子年本番の兵衛使して寅年子還れハ三年の勤め形なり然れハ五年の下番をも勤めし形也ハ此代

辰年の上番を免さば、形り四年五年子及
ふも皆この例に准きと志らる

亥	戌	酉	申	未	午	巳	辰	卯	寅	丑	子
下番	上番	下番	上番	下番	上番	下番	上番	下番	上番	下番	上番

差遣
還

是三年を經しあり因て
丑年の下番を以て辰年
の上番を免さば、形り

差遣
還

是ハ四年を經しあり巳未
の下番を上たば其代を
を以て申戌の二年を免し
子年より上番せしむるあり

但下番を休むと云ふの事、
なり兵衛の賦役令に免課役と云考課令に兵
衛の分番あり一年の内上日百四十日八年に
一千百二十日なり然れハ使し三年を經れ
ハ既子一千〇六十二日不及上番百四十日
を以て除けハ七年半餘と同し故に一年を免
きと云ハ一百四十日の上日を免きと云なり
兵衛當直の條と併せ考ふへし
凡差兵士充衛士防人者父子兄弟不得併遣

父兵士又ハ衛士防人たる時子おあしく兵士
衛士防人たるを得ざと兄兵士衛士防人た
る時弟おあしく兵士衛士防人たるを得ざ
れとあり義解子謂祖孫亦不可併遣重於兄弟
故若先異國者併遣無妨也といへば祖父兵士
としく衛士防人たらん時子の併遣せよは令
文おれとも孫のとも及もぬの孫の祖父と共
に遣へるやと云疑おれとも兄弟は併遣せぬ
処より考ふと祖孫兄弟の共子二等親ふ

て輕重を云ハ祖孫ハ繼嗣の処子至り兄弟の
比子あらば然れハ令文おしくとも併遣をへか
らざはと勿論あり但他國子住をばハ妨あり
とあり後三年の軍子新羅三郎下向を御免お
かすハ令文を思台いたされともやお不び
らあり
若祖父母父母老疾合侍家無兼丁不在衛士及防
人限

祖父母及ひ父母の年八十以上あるかす

篤疾廢疾の類ス侍養をへキ時其家子正丁
 かキ時ハ衛士防人エシサキモリ子充アテをといふなり義解ニ
 謂正丁即不限親疏也といふハ其家主の祖父
 母父母老篤廢疾ス侍養をへキとも家主
 の子モ兄弟ニ從兄弟ハいひシてモあれ
 親疏ハいハ正丁ハあれハ衛士防人ニ差をへ
 若正丁一人の外ナク無シハ軍團兵士の名を蠲ク
 侍養子充へキとなり義解ニ謂免軍名ヲ以充ル
 侍也といふハ軍團兵士歷名と云へキを省ハけ

る形ニたトへハハ長シ其ノ國ニ其ノ子ニ充ル

何國何郡何團兵士某姓名四十一歳正丁

祖父某姓名八十一歳者

祖母某乃自賣七十七歳者女

右の如キハ家無シ兼丁ノ祖父ハ年八十以上
 侍を給キへキ志ハ不シ侍子充へキ人カ如
 是ハ祖父母の世を終ルよク京ノ上ニ防ニ向
 ふカと成得ル以且國中兵士歷名を除キ軍を出
 せへキとなり但去の人二十一歳軍團子入ルと

手ハ父もあふへく祖父も六十一歳祖母五十
七歳いよ侍を給ふ及むば三十一歳ま
軍入る時祖父七十一歳祖母六十七歳三十
八歳防より飯三十九歳四十歳まで三年ハ
免番年よ〜四十一歳ハ入團のき〜をば
ありませ

何國何郡某團兵士某朝臣某三十八歳

父士某朝臣某八十歳

長男某朝臣某十八歳

四五下... 次男某朝臣某十六歳又...
弟某朝臣某二十歳
再從弟某朝臣某二十八歳
右の如きハ父耆老よ〜侍を充へ〜といふ
とも家よ再從弟の二十八歳あるあ是有兼
丁^{ヲレ}あ^レ己^レ再從弟ハ父の從父兄弟也己^{ヲレ}於
〜ハ四等親よ〜疏遠かれとも父子於てわ
三等親あ^レ故よ義解よ謂正丁即不限親疏と
いふなり但此人三十八歳ハ防よ^マ明^ク還^マ

去年なほは在國休年なり三十九四十と休
四十一歳又入團をへし其年の父八十三歳か
れとも長男二十一歳弟二十三歳再從弟三十
一歳かれの家子兼丁ありといふへしよ
四十一歳入團し征子從ふとありとも侍養
を闕子及を以四十二歳の休年四十三歳ハ衛
士上番あり父八十五歳長男二十三歳次男二
十一歳弟二十五歳再從弟三十五歳なり家子
四正丁あり上京子障サハリあり四十四歳ハ又休年

なり四十五歳ハ防子向ふへし時子父八十七
歳長男二十五歳次男二十三歳弟二十七歳再
從弟三十七歳あり防子三年を経るとも家子
於し四正丁あり侍養以下をへし支障あり
と云へし

凡差兵二十人以上者須契勅始合差發
義解ハ謂有關國須契餘國皆待勅符とありハ
契と勅となり契ハ職員令兵部省の条差發兵
士とあり義解ハ此省勘録應發之國并人數申

官官即奏聞下契勅とあるふく聞えり書式
ハ公式令ふ云へし禮記曲禮註子兩書一契同
而別之とあるは今の割符かるへく唐ふ木契
銅魚を以て起兵と云とわ自別なり勅符ハ公
式令ふ式あり但契ハ關を度るふ用ふを以て
有關國と云關國とわ三關ふく伊勢の鈴鹿
美濃の不破越前の愛發アラチとわあくわ伊勢
美濃越前カサら以たとへハ行路子關あら
ばと云義と知へし關市令子行人度關者皆依

過所カ所載關名勘過若不依所詣者別向餘關者
關司不得隨便聽其入出と云を以て考ふへし
凡大將出征皆授節刀辭訖

義解子謂凡節者以髦牛尾為之使者所握也今
以刀劍代之故曰節刀雖名實相異其辭所用者
一也とあり塙本カ其辭と云辭字を落以髦牛
尾髦牛の誤史記西南夷傳カ笮馬棘僮髦牛と
云正字通カ牛長髦者為髦牛とあり然れども
史記秦始皇本紀カ旄旌節旗皆上黑と云正義

小旄節者編旄為之以象竹節と云是ハ節ハ旄
節フ々々周禮ハ所謂虎節人節龍節旄節符節
管節の六の中乃旄節の類と志るへ旄子白
旄ハ又孟津ハ周武王乃秉ト玉ハひハのなり
駢旄ハ周平王楚子ハ賜ヒハハ処ハ又洛神賦ハ
左倚采旄と云を以テ後世采ザイと云ク云ハとをハ出
來ハハハるへけトとハ是ハ西土乃制スハハ我國
實ニ子節を用ヒヒキ刀劍を賜ク大將たる符節と
云を以テ節刀と云續日本紀ハ大寶元年五

月己卯入唐使粟田朝臣真人授節刀と云或ハ
入唐執節大使と云ハ又和銅二年三月壬戌
陸奥越後二國蝦夷野心難馴屢害良民於是遣
使徵發云々以テ左大辨巨勢朝臣磨為陸奥鎮東
將軍云々授節刀并軍令と云ハハハ後世ハ至
了テ也源平盛衰記ハ大將軍ハの參内ハ々々節
刀ハ茂賜ク侍宸儀ハ南殿ハ出御ハ近衛司ハ階
下ハ陣を引内辨外辨の公卿參列ハ々々中儀の
節會を行ハ侍大將軍副將軍各禮義を正敷ク

て是を賜ふといへ又軍器考節刀の條に
禁秘抄大刀契の條に鋒劍三尺或二尺をへく
十其中一劍脊に銘あり北斗左青龍右白虎其
外ハ之を以て節刀ハ雜劍なり其中靈劍二柄有
り是即百濟國所貢進日月護身劍破敵將軍劍
等也靈劍雜劍合三十四柄の由天德記に見ゆ
かといふは以て考ふるに法隆寺に傳へれる
銅劍に北斗七星を彫たる長一尺九寸九分五
釐あり又禁秘抄大刀契の條に二尺といふ

もの合すは北斗の彫物もあれハ是銅劍即
節刀なるへく一宿ハ内舎に宿すべし
不得反宿於家ハ又禁秘抄に宿すべし
義解に宿猶止也と云玉篇に宿夜止也住也と
あり詩周頌註に一宿曰宿再宿曰信也一夜止
を宿と云と志るへく九大將軍授節而出不得
更復反入於家とありハ參内へ節を授かりて
ハ更復我家に反り宿すは之を以て得ざる
時亦同とありく故陣の時もまた家にかへる

おとハからびとナリ如將軍以下有故者准受
勅使_{スルヲ}得宿_ス於家_ニといふハ公式令_ニ子_レ凡_ク受_テ勅_ヲ出使_{スル}
辭_レ訖_テ無故不得宿_ス於家_ニと云義解_ニ子_レ有_レ故_ハ得_レ宿_ス也
異於大將出征辭訖不得_レ友宿_ス於家_ニ之意_トある
と合考_ムへし

其家在京者每月一遣_ニ内舍人_ト存問_{セム}

其家在京_ニといハ大將乃家京_ニ子_レあふものをいふ
もし然らば月_ニ一_ニ度_ニハ内舍人を御使_トとして
父母妻子の安否を問_ヒふへしとなり

若_シ有_レ疾病者給_テ醫藥_ヲ凱旋之日_ニ奏遣_シ使_ヲ郊勞_セ

義解_ニ子_レ謂_フ凱旋者凱樂也軍敗之時獻_ス功_ノ樂也
とあふし我國_ニ子_レ此樂あふし子_レあらは周禮
若_シ師有功左執_シ律_ヲ右秉_シ鉞_ヲ以先_シ凱樂_ヲ於社_ニとあふ
の_ニ戰國_ニ兩漢_ニより後_ニ此樂を奏_セし_テ出_スとを
詳_シみ_テ以_テた_ス凱旋の字を旋軍事_トと輕_ク見る
べし奏遣_トハ義解_ニ子_レ中務所奏遣_ス者也_ト之_レ也
職員令中務省卿掌_シ勞問_トとあふを合_セ考_ムへ
去_リ公式令_ニ子_レ旋軍勞問の奏式_ヲか_シ只請_ヒ進_シ鈴印_ヲ

及賜衣服云々醫藥並為便奏とあるは勞問也亦給醫藥の比と云々便奏式を用ひ教ふる也志義解に郊勞者邑外曰郊賓至迎勞之於郊是也と云ハ爾雅釋地に邑外謂之郊とあるは從之れなり周禮載師註に五十里為近郊百里為遠郊とあり書費誓の註に國外曰郊とあるを合せ考ふに羅城より内を國とも邑とも比へけしハ羅城より外を郊といふハ周禮の五十里ハ我國の二百五十町許に當ルハ今

の里法より七里許に當ると知へ西國より凱旋せば勞問使今の尼辻ニカヅガは閭上クラカリ峠邊へ出るおほへ凡有所征討計行人滿三千以上兵馬發日侍從充使宣勅慰勞發遣勞問ハ中務省卿の所掌なり侍從内舍人ハ中務省の所管おほし使に差あるなり但征討の大將節刀を授かり内裏より進發し家より飯ら以侍從中務省乃奏より勅使と云々大

將を郊におく送るは是れ成勞しき發遣せしめ家事ハ公儀より存問ある由を以て慰せらるゝと云ふ此の義解子謂慰慰安也勞勞問也と云ふ其防人滿一千以上發日遣内舍人發遣諸國より上より防人の員一千人以上ある時ハ防人發途の日中務省奏し内舍人を勅使せしめて作法乃通る勤る交替をへき由成告知しめく發遣せしめよと云ふ

凡衛士向京防人至津之間皆令國司親自部領

たとへハ伊豆國より上る衛士ハ伊豆國より京より防人ハ伊豆國より浪速の津子いたるまでの間ハ伊豆國の守介等の司の部領なりといふ義なり其の衛士防人ともし弓一張弦一袋一口副弦二條征箭五十隻胡籥一具太刀一口刀子一枚礪石一枚藺帽一枚飯袋一口水甬一口塩甬一口脛巾一具鞋一両を隨身し行はむるところ

衛士至京之日兵部先檢閲戎具分配三府若有關

少者隨事推罪

衛士京着の日兵部省ふくく衛士隨身の弓箭
以下を改め其後衛門府左衛士府右衛士府の
三府へ分配をばとたり闕少ハ義解ふ謂闕少
者戎具闕少と云若衛士闕少亦同也といへ
人數ハ兵部省より幾人と差定め之ハ國を發
をば日闕少をへき子あら以戎具ハ軍團ふく
平常定め置おとなり又發途の日よ又闕少あ
る理なり故子闕少あふ時ハ必定路次の事と

志る故子推罪者此為部領使立制其衛士亦不
可無罪といへ又部領の使を推問く罪を科
をへ然ととも部領使のくみあら以衛士も
すの罪あるへくとたり

自津發日專使部領付太宰府

義解ふ謂兵部先檢閱戎具及其身專使發遣と
云又防人の身及び隨身の戎具闕少おけとハ
本國の部領使より兵部省へ請取兵部省より
別の使を副く太宰府より送らるを專使發

遣といふなり義解子即前人者便載廻船也と云ハ舊防人の年期畢て歸る人をハ只今防人の乗る行し船子比せし連歸ると云義あり其往還在路不得前後零疊便侵犯百姓及損害田苗斫伐桑漆之類若有違者國郡録状申官紗領之人依法科罪

零ハ落也疊ハ重也といハ或ハ前之或ハ後レ或ハ定乃泊處を落て佗の泊處子重泊を法を得ざれと云義あるへし便字を使子作る本

あせども便字をよしと以百姓を侵犯をといハ戸令は事有侵害と云義解子害政抑屈之類とあふと同し百姓乃業を抑ハ妨をなし百姓を屈退せしめし業を止の類にか罪名かくして百姓の害をかふる侵字をあせし犯ハ盜賊奸淫をへし罪名のあふ科を云義解子謂路次之國注犯申官官隨科罪也と云其國其郡の司よ其事状を録し官子申をへしとあ又其申状ハ公式令子所載上式子依かるへし

其國司謹奏

其事云々謹以申聞謹奏

年月日 守位姓名上

鈴尅

官此奏汝得之罪を糾一侵犯人をよひ紗領之人より罪を科をへ一と相り

軍行亦准此

征討乃為子往來を法を軍行といふ軍行入ても上件の侵犯ハおを去と汝得やととなり後

世の制札子軍勢甲乙人監妨狼藉停止山林竹木不可伐取かといふ此遺式なり

凡將帥出征有宿嫌者不得配隸

義解み謂將帥者副將軍以上也宿者素也嫌者心不平恐其矯公而報怨所以立此條制也と云又是ハ平日將軍副將軍たる人と互子心中子遺恨を含む者をハ配隸をよき為ハ此條制を立られしなりたとへハ常ハ互子用心しと相避る者も又ハ平常何處子在かと探求る者

と一軍一幕に配給せらるる時其遺恨を果
^クと便よし又大將軍副將軍たるもの平日其
恨あるも乃を令軍法に就く是を斬^{キレ}ハ恨を果
^ヌとあらば公の法に因といふへし然れとも
私怨を報せし同し古とたり是を矯公而報
怨といふね^レ了令よ^レ如是條制を立られし
後々の義家朝臣貞任の女を妾として疑^スる
宗任を僕として近侍せしむるか如^ク膽大威
烈の將略凡愚の思議に斷^スたり平相國ハ諸源

を忌む衛府に入しめ以國郡司とせし其兵權
^タ成撓めし本支の根を固くせんことを謀られし
かとも武衛の興^ヲるふ及^ク諸衛府の將帥國郡
の司これを制^スふと能^クる以武田北條三浦
^ト昌山千葉上總の豪傑一人として朝家の爵祿
を受^クし者あり皆是土豪村長あり兵強く食
積^ク從屬の衆多^クなるあり元弘の亂といふ共
亦然^ク又赤松楠名和新田の氏族累世土着の英
雄あり朝廷に名籍を繫^クし人あり

凡軍營門恒須嚴整呵叱出入若有勅使者先通軍將整備軍容然後受勅

軍營門と云ハ陣門なり陣門ハ中軍正面子一門後面子一門左子一門右子一門合せく四門正面門内子軍旗矛稍盾鉦鼓大甬少甬を置正中を大將の坐とく左右を副將軍とく門内左右を軍監とく將軍の後次軍曹録事の坐とく四門の外子四營を敷かゆハ八營次敷三重四重の陣圖あり吉備公の傳と云營外子門を

設るト八處正中門正左門正右門後門左上門左下門右上門右下門といふ或ハ七營六門九營八門といふ有勅使者先と云者字諸本皆字ふ作る解きへから以今古鈔本子從て改む凡衛士雖下日皆不得輒三十里外私行

雜令子度地五尺為步三百步為里とあれハ一里ハ百五十丈なり百五十丈を置六尺を以て歸は二百五十間なり二百五十間を今の一町六十間ふく除ハ四町十間とふる是令乃一里

四町十間へ三十を乗し百二十五町とある
 百二十五町哉今の里法三十六町ふく除ハ三
 里十七町あり然る時ハ衛士私子今の三里十
 七町の処より行を許さゆくと聞ゆ是時の
 皇居ハ藤原宮あり藤原宮ハ高天原廣野姫天
 皇四年十月壬申廿九日の條子高市皇子觀藤原宮地
 公卿百寮從焉と云え十二月辛酉天皇幸藤原
 觀宮地公卿百寮皆從焉と云五年十二月乙巳
 詔曰賜右大臣宅地四町直廣貳以上二町直大

參以下一町勤位以下至無位隨其戸口其上戸
 一町中戸半町下戸四分之一王等亦准之とある
 ハ藤原京より右大臣丹比真人島方二町
 の宅地を賜ひ直廣貳後の從四位下以上ハ弘一町
 長二町の宅地直大參後の正五位上以下ハ方一町
 勤位以下後の正六位上ハ戸口より賜を付と云ハ
 百寮をへく藤原子宅地を移さむと云こ
 六年正月戊寅十二日の條子天皇觀新益京路とあれ
 ハ藤原京の規模淨御原シヤウゴハラの京より弘く作らむ

志ふるか故ふるへ五月丁亥遣淨廣肆難波
王等鎮祭藤原宮地庚寅遣使者奉幣于四所伊
勢大倭住吉紀伊大神告以新宮と云七年二月
己巳の條子詔造京司衣縫王等収所堀尸と有
の墓を堀て京地を弘められくと聞ゆ六月癸
巳天皇觀藤原宮地といひ七年八月戊午朔幸
藤原宮地八年正月乙巳幸藤原宮即日還宮と
いふ八年十二月乙卯遷居藤原宮とあり四年
十月二十九日よる是よりは年ハ六月ハ五

十二日ハ一千四百八十四なり九年正月丙戌
饗公卿大夫於内裏といふハ藤原宮なり十年
正月辛酉公卿百寮射於南門といふハ藤原宮
なり十一年三月の條子無遮大會を設らんと
春宮ハ藤原宮の東宮あり八月乙丑朔定策宮
中禪天皇位於皇太子とありハ藤原宮あり又
續日本紀子天之真宗豐祖父天皇の二年正月
壬戌朔天皇御大極殿受朝といふハ藤原宮の
大極殿なり三年正月壬午京職言林坊云々と

云ハ藤原宮の京職なり大寶元年正月の條子
大極殿并子正門大安殿朝堂あまハ大内の規
摹大子備ソナをりて知へかく慶雲四年子
至子遷都の議あま和銅元年平城子移さる
平城ハ今乃南都ふるて論か所謂藤原整れ
何の地そやハ雲御抄子諾樂宮ハ藤原子あま
といふ又一説高市郡八釣大原の地大織冠の
宅地藤原ふく即藤原宮此處なりと云和銅
元年二月戊寅詔子今平城之地四禽叶圖三山

作鎮とあま三山ハ畝傍耳無香久山あるへ
若然モレカらハ平城藤原同處ふるかあまハ釣ヤツリの
藤原よる北今の薬師寺子至る凡今道八里許
あり古乃七十里子及ふ續日本紀子天真宗豊
祖父天皇二年十月庚寅薬師寺構作略了詔衆
僧令住其寺とあるハ彼寺高市郡木殿村子あ
ま一時をいふなり因る藤原宮よる今道三里
十七町と云ハ南ハ吉野をかき北ハ丹波市
ま東ハ穿ウカレひたり山ふ至る西ハ百濟川クダラの東

まどくと志るへし

必有事故須經本府判聽乃去

三十里外子往をく叶をさ事故ある時ハ

其身の上番を府に申て府の判断聽許を得

て然後に去へしとなり

其上番年雖有重服不在下限

上番年との衛士防人兵士の番子あるより年

をいふ義解子謂父母喪也との重服の解なり

選叙令以理解の義解子以理解官總有七色致

仕考満廢官省員充侍遭喪患解是也といへば
 重服解官の定めおととも軍團ふくの重服と
 いへとも下限ニカルふ非どとなり
 下番日令終服

義解子謂九衛士雖遭重服不在下限心喪從公
 猶奪情從職者而稱下番日令終服者是欲免期
 年之徭役非言更行居喪之禮即諸作樂嫁娶之
 類皆以正服年論下番日者非其防人遭喪准衛
 士但火頭者非在此例也といふハ火頭ハ白丁

かるか故に喪に遭ハ解ク外丁を以テ取補を
 依テ防人ハ軍士か否か故に衛士に准シテ
 重服といふとも是を去シめ以心喪シテ公に
 従ヒシとナリ衛士ハ一日上ク五日法ク別
 給假トク下ホシハ一日に當番セシ衛士七日
 又當番シ又十三日又當番シ次十九日又當番
 シ次二十五日又當番シ一月五日一年六十日
 の上日と志ラ依然ラハ下日ハ一年二百九十
 四日ナリ六十日の上日ハ吉服心喪シテ公

事ニ従ヒ下日二百九十四日ハ凶服シテ終喪
 セシむるといハ職事官の奪情起復と同シ
 とナリ但衛士の上番交替を考ふるハ禄令に
 八月より正月まで上日百二十日の者ハ春
 夏の禄を給スルニ二月より七月卅日まで上
 日百二十日乃者ハ秋冬の禄を給スルといふ
 是ハ職事官の上ホシとも今番も亦上日を計
 スルハ八月より正月まで七十日二月より七月
 まで七十日合セテ百四十日あり然ラハ衛士

の京着正月三十日以前は京着二月一日より
 又上番一明年二月一日より後番と交替二日
 入京を發せはたり
 寛文の頃まで二月二日を
 以て一期抱の奉公人の出
 替り日とせしむ是
 如斯に衛士京着と交替
 等の遺風と知らる
 て後六月父の喪に遭といへとも番を解せ以

二月朔日
三月
四月
五月
六月
七月
八月
九月

衛士上番

遭喪
不
在

十月
土月
正月
二月二日
三月
四月
五月
六月
七月
八月
九月
十月
土月
正月
二月

下番發喪

除服をへけとも
 免儀の為に除服と
 いふ

二日 除服 上番

明年二月一日交替して後ハ即下番日おるを以て發喪凶服せしめ父母期年の服を終しむるとなり然て下番日ハ徭役あるへけしとも上番日下カラ下しめさしを以て七月より後の六月ハ除服の後おしども遭喪日として徭役を免ユルきと云イフふ諸の作樂嫁娶の類ハ正服の意として是を止むといふなり

軍防令講義卷之三終

